

6. 海外投資保険の概要



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

1. 海外投資保険の投資形態

■ 海外投資保険とは

本邦企業等が海外に有する**株式や不動産等の権利**について、非常リスク(外国政府による収用・権利侵害、戦争・天災、送金不能)による損失をカバーする保険

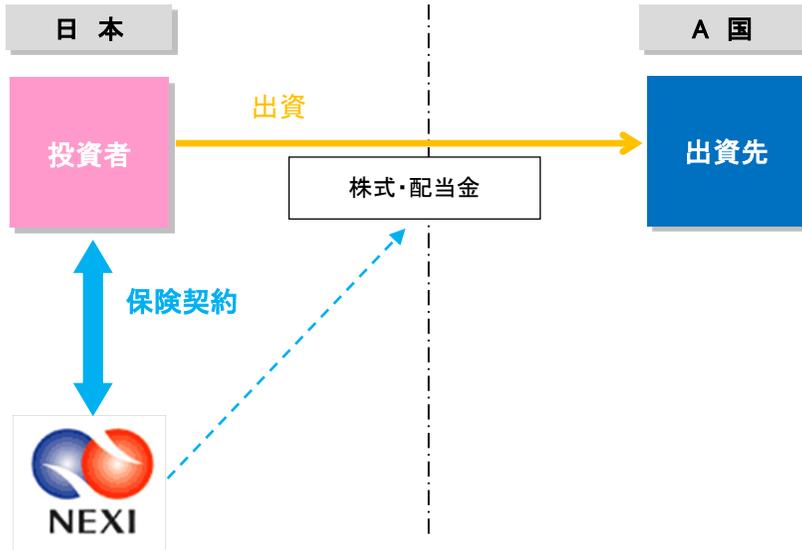
特徴：投資形態に応じて、以下2種類の約款で引受

投資形態	保険種
1 出資に対する保険	株式等約款
2 不動産に関する権利等に対する保険	不動産等約款

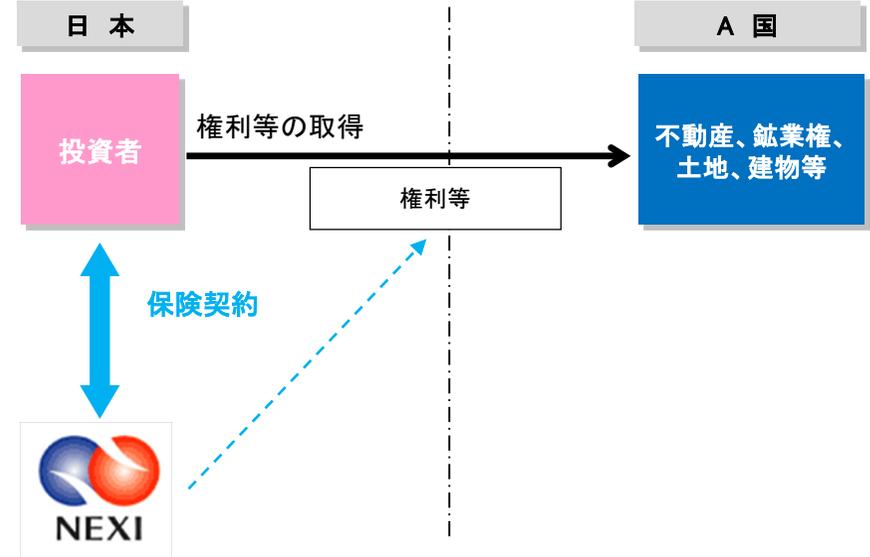
- 海外投資保険の対象となる投資形態は、**出資(海外法人を通じた投資)**と、**不動産等に関する権利等(本邦企業等が海外法人を介さず行う投資)**の2種類のみ。
→**株式や不動産に関する権利等の所有者が被保険者となる。**
- 直接投資のみならず、中間法人を経由した再投資についても保険利用が可能。

1. 海外投資保険の投資形態

出資



不動産に関する権利等



2. 海外投資保険のてん補リスク

■ 海外投資保険とは

本邦企業等が海外に有する株式や不動産等の権利について、非常リスク(外国政府による収用・権利侵害、戦争・天災、送金不能)による損失をカバーする保険

特徴：以下3種類の基本カバーの組み合わせが可能

てん補するリスクは以下の3種類(選択可能)

- 外国政府等による収用・権利侵害リスク (※不動産等に関する権利等は収用のみ)
 - 外国で発生した戦争等・天災等リスク
 - 為替取引の制限等による送金不能
- 基本の約款カバーに加え、各種特約を付すことにより、カバーの追加が可能(後述)。

2. 海外投資保険のてん補リスク ①収用・権利侵害リスク

対象となるリスク	カバーする損失
<p>外国政府等による 被保険投資の目的の収用</p>	<p>(出資の場合) ・本邦企業が所有する<u>出資持ち分(株式)や配当金支払請求権を外国政府等に奪われたことにより受ける損失</u></p> <p>(不動産に関する権利等の場合) ・本邦企業が所有する<u>不動産に関する権利等を外国政府等に奪われたことにより受ける損失</u></p>
<p>外国政府等の投資先企業に対する権利侵害による事業不能等</p> <p>※不動産等に関する権利等は対象外</p>	<p>(出資の場合) ・投資先企業が<u>重要資産等を外国政府等により侵害されたことにより損害を受けて、事業不能等が生じたことにより受ける損失</u></p> <p>「事業不能等」とは： <u>①事業継続不能</u> <u>②破産手続開始の決定等</u> <u>③銀行の取引停止</u> <u>④1月以上の事業休止</u> をいう。</p>

2. 海外投資保険のてん補リスク ②戦争等・天災等リスク

対象となるリスク	カバーする損失
<p>外国で発生した戦争等(戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動または騒乱)</p>	<p>(出資の場合) ・<u>投資先企業が戦争等により損害を受けて、事業不能等が生じたことによる損失</u></p> <p>(不動産に関する権利等の場合) ・被保険者が戦争等により不動産に関する権利等について損害を受けて、当該権利等を<u>事業の用に供することができなくなったことによる損失</u></p>
<p>外国で発生した天災等(天災、国連制裁、ゼネラルストライキ、原子力事故等)</p>	<p>(出資の場合) ・<u>投資先企業が天災等により損害を受けて、事業不能等が生じたことによる損失</u></p> <p>(不動産に関する権利等の場合) ・被保険者が天災等により不動産に関する権利等について損害を受けて、当該権利等を<u>事業の用に供することができなくなったことによる損失</u></p>

2. 海外投資保険のてん補リスク ③送金不能リスク

対象となるリスク	カバーする損失
外国において実施される為替制限等による配当金等の送金不能	<p>(出資の場合)</p> <p>・配当金や株式譲渡代金等を、<u>外国における為替制限・禁止、戦争等による為替取引の途絶、外国政府等による管理、送金許可の取消等</u>により、2ヶ月以上の期間本邦に送金できないことによる損失</p> <p>(不動産に関する権利等の場合)</p> <p>・権利等の譲渡代金等を、<u>外国における為替制限・禁止、戦争等による為替取引の途絶、外国政府等による管理、送金許可の取消等</u>により、2ヶ月以上の期間本邦に送金できないことによる損失</p>

3. 海外投資保険の諸条件（対象となる範囲、金額、期間）

特徴：条件選択が可能

保険の対象

出資の場合、①元本のみ ②元本＋配当金 ③配当金のみ の3タイプから選択可能（不動産に関する権利等は1タイプのみ）

取得のための対価の額（保険価額）・付保率

- 取得のための対価の額（保険価額）は、送金額、簿価評価額等で設定可能。
- 付保率（カバー割合）は、取得のための対価の額に対して、以下の範囲で自由に設定可能。
欠け目ありの場合：～95%／欠け目なしの場合：100%
- 保険期間中は、1年に1回（保険年度の更新時）、取得のための対価の額の洗い替えが可能（投資先の簿価純資産額の変更や、5%以上の為替レートの変動があった場合など）

保険期間

- 保険期間は2～30年（更新の場合は1～30年）の範囲で自由に設定可能
※但し、一定の場合を除き、保険期間中の保険契約解約は不可

4. 海外投資保険の保険料

特徴：保険料は年払かつ保険料率は期間中固定

保険料

- 保険期間中は、1年ごとに1年分の保険料(年払保険料)を支払う仕組み。
- 対象国のカテゴリー(A~H)やカバー対象(「投資元本のみ」「投資元本+配当金」など)、てん補リスクの範囲(「フルカバー型」「2事由てん補型」など)により保険料率が異なる。
- 保険期間中、カントリーリスクの変動にかかわらず、保険料は原則として固定。

約款	種別	Ⅰ：非償還型 ○(元本のみ)			Ⅱ：混合型 ○(元本+配当金)			Ⅲ：償還型 ○(配当金のみ)		
	株式等 不動産	○			×			×		
てん補範囲(※)		フルカバー	2事由	1事由	フルカバー	2事由	1事由	フルカバー	2事由	1事由
国カテゴリー	A	0.174%	0.122%	0.113%	0.202%	0.141%	0.131%	0.252%	0.176%	0.164%
	B	0.217%	0.152%	0.141%	0.251%	0.176%	0.163%	0.294%	0.206%	0.191%
	C	0.259%	0.181%	0.168%	0.288%	0.202%	0.187%	0.349%	0.244%	0.227%
	D	0.301%	0.211%	0.196%	0.343%	0.240%	0.223%	0.420%	0.294%	0.273%
	E	0.364%	0.255%	0.237%	0.412%	0.288%	0.268%	0.504%	0.353%	0.328%
	F	0.421%	0.295%	0.274%	0.580%	0.406%	0.377%	0.580%	0.406%	0.377%
	G	0.475%	0.333%	0.309%	0.659%	0.461%	0.428%	0.659%	0.461%	0.428%
	H	0.617%	0.432%	0.401%	0.847%	0.593%	0.551%	0.848%	0.594%	0.551%

※てん補範囲は「①収用・権利侵害」、「②戦争等・天災等」、「③送金不能」の3事由から組合せで選択可

5. 海外投資保険における保険金のお支払い

特徴：実損てん補払

$$\text{支払保険金} = \text{損失額} \times \text{てん補率(95\%)} \leq \text{保険金額}$$

(注) 100%てん補オプション(欠け目なし)を選択した場合は、上記の「てん補率」は100%として計算します。

損失額の計算方法

てん補リスク	損失額
①収用・権利侵害	「直前の評価額又は取得のための対価の額のいずれか低い方の額」と「直後の評価額」との差額 ・出資：投資先企業の簿価純資産額持ち分 ・不動産に関する権利等：権利等の財産目録又は鑑定評価書等における評価額
②戦争等・天災等	
③送金不能	送金不能額

(注) 取得金や支出を要しなくなった額などがある場合は、それらを控除の上で損失額を算出します。

5. 海外投資保険における保険金のお支払い ～計算事例①～

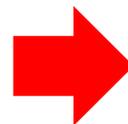
<出資のケース>

- ・取得のための対価の額 : 100
- ・保険金額 : 95

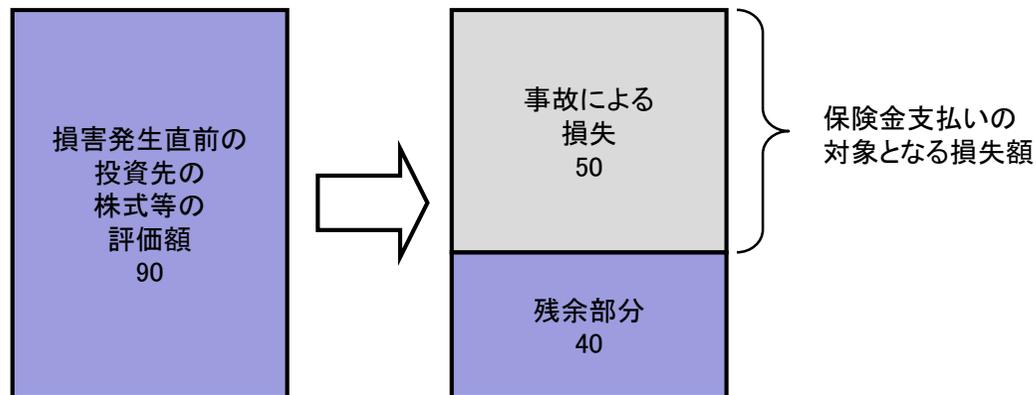
(ケース1) 戦争等による事業不能等事故

- ✓ 直前の評価額 : 90
- ✓ 直後の評価額 : 40

※控除すべき取得金等は特になし



- 損失額:
 $90 (< 100) - 40 = 50$
- 支払保険金の額:
 $50 \times 95\% = 47.5 (\leq 95)$



5. 海外投資保険における保険金のお支払い ～計算事例②～

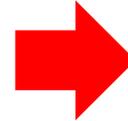
<出資のケース>

- ・取得のための対価の額 : 100
- ・保険金額 : 95

(ケース2)送金不能事故

✓ 送金不能額 : 20

※控除すべき取得金等は特になし



- 損失額:
20
- 支払保険金の額:
 $20 \times 95\% = 19 (\leq 95)$

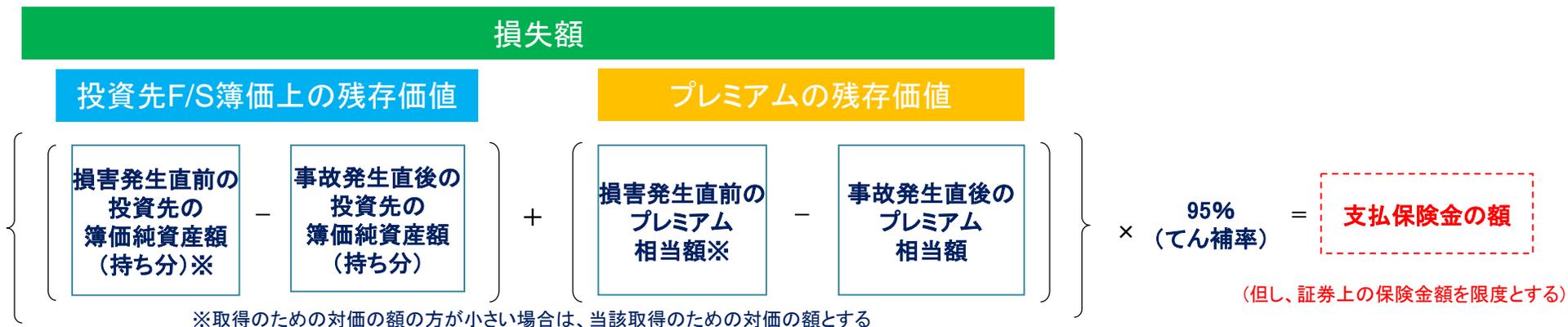


保険金支払いの
対象となる損失額

6. 海外投資保険の主な特約カバー

特約名称	特約の内容（対象は出資のみ）
プレミアム特約	<p>・<u>本邦企業の簿価上の投資額と、投資先企業の簿価純資産額のうち持分に相当する額との差額（プレミアム相当額）</u>をカバーする。 （戦争等・天災等リスク、権利侵害リスクが対象）</p>
重要資産等特約	<p>・投資先企業の<u>重要資産等が投資先国以外の国に存在する場合、当該所在国政府による権利侵害リスク</u>をカバーする。</p>
部分損失特約	<p>・投資先企業が<u>複数の事業会社について再投資を行っている場合、そのうちの一社の事業にのみ損害が生じ事業不能となった場合</u>をカバーする。（個々の事業会社単位での事業不能等。戦争等・天災等リスク、権利侵害リスクが対象。） <small>※特定の事業会社に係る損失のみをてん補する保険契約とすることも可能です。</small></p>
事業拠点等特約	<p>・投資先企業やその下の事業会社が<u>複数の事業拠点や事業部門を有している場合、そのうちの一つが損害を受け事業不能となった場合</u>をカバーする。（個々の事業拠点・事業部門単位での事業不能等。戦争等・天災等リスク、権利侵害リスクが対象。） <small>※事業会社の事業拠点・事業部門単位での付保の場合、部分損失特約とのセット付保となります。</small></p>

6. 海外投資保険の主な特約カバー ~プレミアム特約~

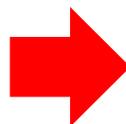


- ・取得のための対価の額 : 130 (うち30はプレミアム相当額部分)
- ・保険金額 : 123.5

(ケース3)戦争等による事業不能等事故

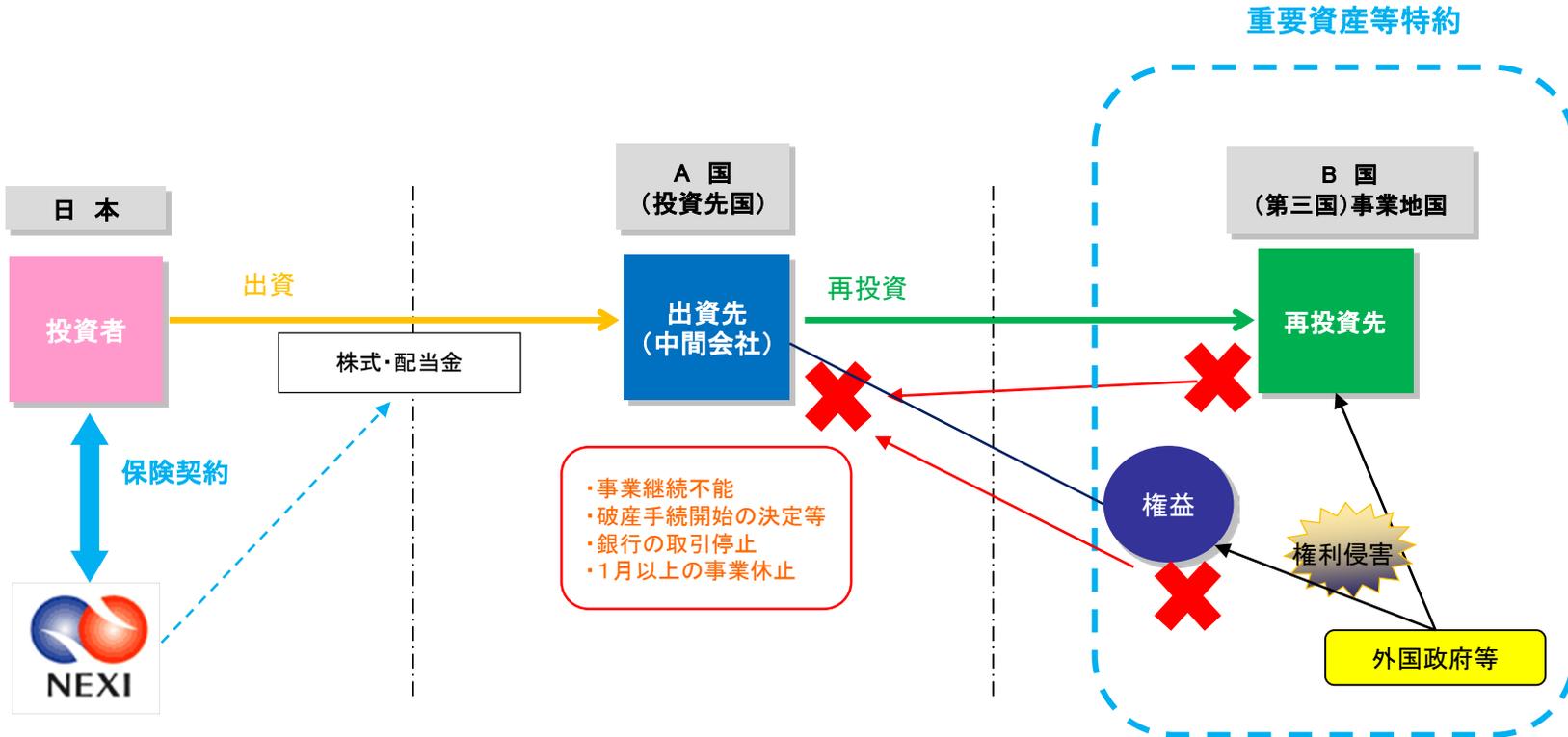
- ✓ 直前の簿価純資産持ち分 90
- ✓ 直前のプレミアム相当額 25
- ✓ 直後の簿価純資産持ち分: 40
- ✓ 直後のプレミアム相当額 5

※控除すべき取得金等は特になし



- 損失額:
 $(90 - 40) + (25 - 5) = 70$
- 支払保険金の額:
 $70 \times 95\% = 66.5 (\leq 123.5)$

6. 海外投資保険の主な特約カバー ~重要資産等特約~

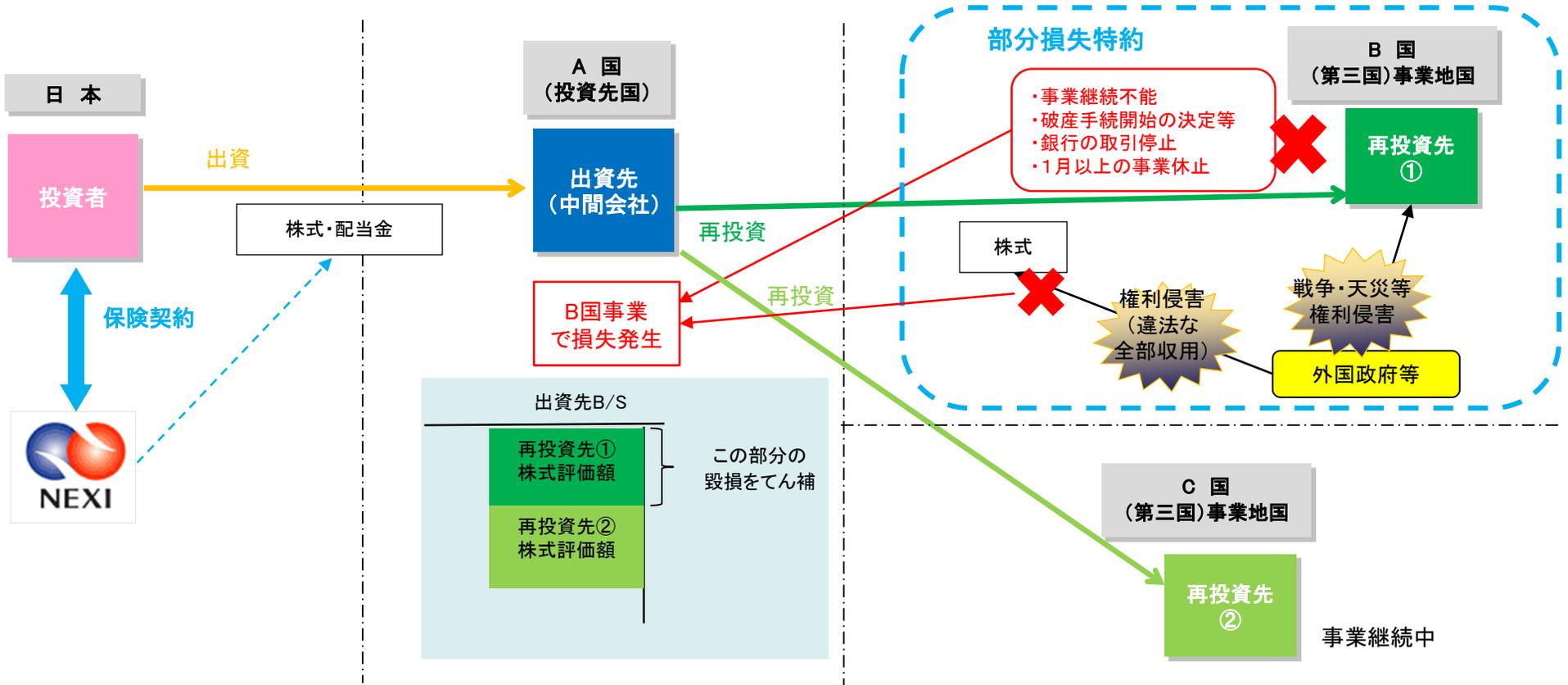


<上記のケース>

在B国再投資先の資産等が同国政府により権利侵害され、それに起因して出資先(中間会社)が事業不能等となったことによる損失をてん補。

(※支払保険金の算定方法等は通常どおり)

6. 海外投資保険の主な特約カバー ~部分損失特約~

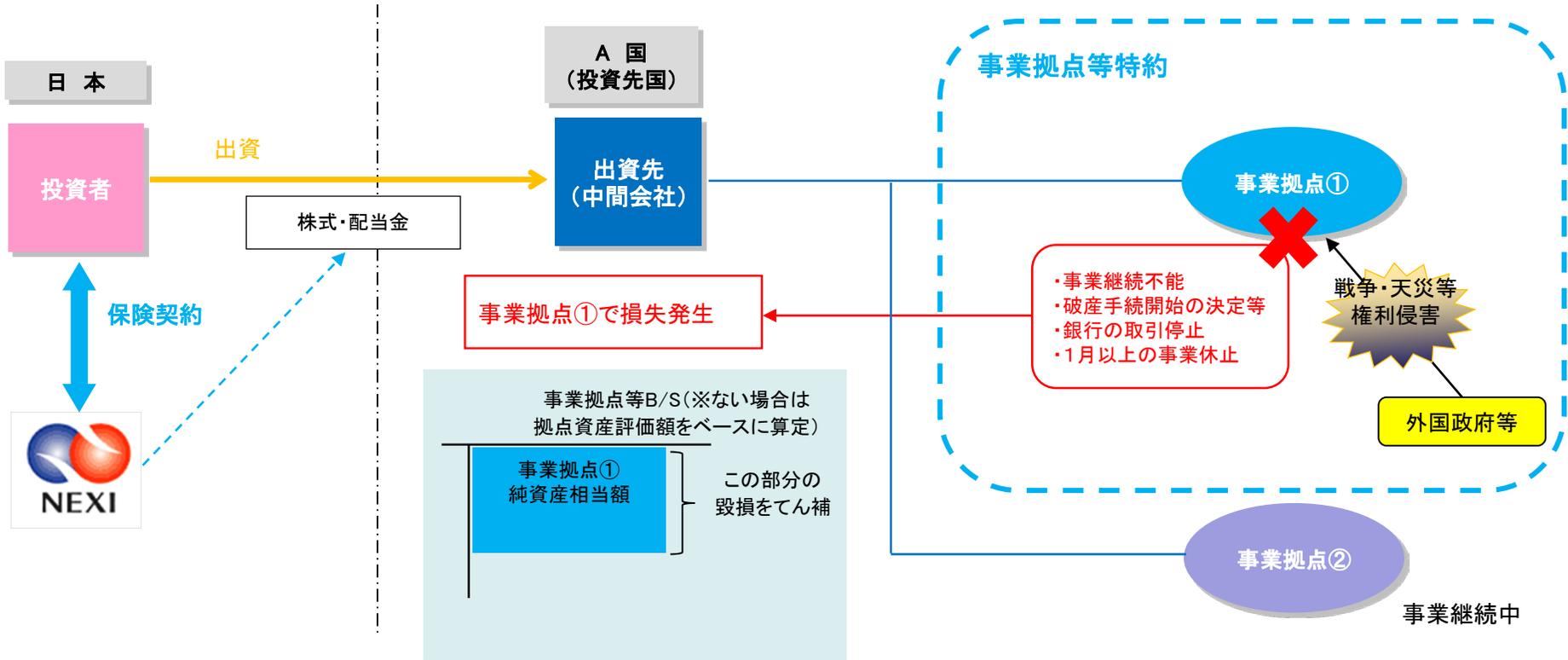


<上記のケース>

在B国再投資先①が事業不能等となったことによる損失をてん補。(他の事業が事業継続中であっても事故となる。戦争等・天災等リスク及び権利侵害リスクが対象。)

※損失額は、出資先B/Sにおける再投資先の株式評価額等をベースに算出されます。

6. 海外投資保険の主な特約カバー ~事業拠点等特約~



<上記のケース>

事業拠点①のみが事業不能等となったことによる損失をてん補。(他の事業拠点が事業継続中であっても事故となる。戦争等・天災等リスク及び権利侵害リスクが対象。)

※損失額は、事事故事業拠点のB/S(ない場合は当該事業拠点の資産)をベースに算出されます。